

Title	英国憲法上の危機
Sub Title	
Author	小倉, 和市
Publisher	三田学会
Publication year	1910
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.3, No.3 (1910. 3) ,p.327(105)- 338(116)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19100315-0105

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

行を利用して、手形の取立を行ひ、以て取立の失費を免がれんとするに至る可きを以てなり。

佛蘭西の銀行業に於て、大額面手形と小額面手形との間に、嚴重なる區別を存するの事實は之を認めざる可からず。即ち大額面手形に對する市場利率は佛蘭西銀行の歩合よりも概して低きに居るを以て、富裕なる人は佛蘭西銀行以外の銀行に就て、割引を求むるに至る。然るに佛蘭西銀行の歩合は全國を通じて同率にして、又頗る確實なると共に取引先に對する態度は公平無私なり。隨て如何なる小商人又は小銀行と雖も、一度は佛蘭西銀行と取引を開くや、小額面手形の割引を依頼し、又佛國公債、露國公債、巴里市債等を擔保として、價格の入割まで貸出を請求するを得。斯くて市場利率が佛蘭西銀行の歩合より遙に低き場合に於ても、此利率は大額面手形のみ適用せらるゝが故に、依然小額面手形の割引は佛蘭西銀行に集注するに至るものなり。

普通の銀行業と大なる金融會社との間にも亦區別する所なかる可からず。彼のクレデリオネー、ソシエテージエネラル、コムプロアの如きは自ら多數の集配人を置き、敢て手形取立に就て佛蘭西銀行の助力を仰がず。又深く小額面手形の取引に關係せず。千九百八年中佛蘭西銀行が割引したる手形七百六十七萬二千六百五枚の内、額面五法乃至百法の手形は三百七十萬千九百九十枚即ち全體の四割八分に上れり。固より大なる金融會社は取引先が最低限以上の當座殘高を有せざる限り、斯る微細の取引に當らず、又有價證券を擔保とする貸出に就ては、佛國諸銀行は慣例として佛蘭西銀行歩合の外に手数料を課し、六十日の期限満了の際、兩者を徵收するを常とす。

英佛兩國の銀行業を比較して、違の著しきは、佛蘭西銀行の營業中支店に依て行はるゝもの多き一事なり。英蘭銀行は地方に九箇の支店を有するに過ぎざるに、佛蘭銀行は都鄙を通じて四百七十九の支店出張所を有し、其内の八は巴里市内に在り。佛蘭西銀行が國家に巨額の納付金を支拂ふに拘は

らず、尙ほ高率の配當を株主に頒與するを得るは地方の營業に依て、多額の収益を收むるの結果とす。即ち千九百八年中巴里に於て得たる總収益千八百七十二萬一千百法に對し、地方に於て得たる總収益は三千四百十二萬四千法に上り、前者の取引高八十六億二千六百八十六萬四千百法に對し、後者の取引高は百三十一億二千四百三十九萬三千七百法に達したり。

佛蘭西銀行の特徴として、營業上に重大の關係あるは、總ての取引先に對する割引歩合が一定せるの一事にして、此制限あるが爲めに、金融市場に於て金利の低廉なるときは、最良の手形は佛蘭西銀行に來らざるなり。然れども手形不渡の爲めに、同銀行の蒙る損害は敢て大ならず、千九百八年中の損失は僅に五十八萬八千六百二十八法に止まれり。

英國憲法上の危機

小倉 和市

壯烈無比の論戰に全世界の耳目を聳動したる後英國の上院は遂に昨年十一月三十日を以て豫算案を否決し終れり。固より上院が豫算排斥の爲めに用ひたる形式は嚴格なる字義より云へば「否決」と云ふ可きものに非ずしてランスマウン卿が採用したる用語は實に左の如くなりき。

豫算案が國民全般の判斷に委せられざるに先ちて本院が之れに同意を與ふるは正當ならずと認む

用語の選定は實に巧妙を極めたるものと云ふ可し即ち彼等は事實上革命的の行動を敢てしながら之に附するに堂々たる民主的の名目を以てせるなり。換言すれば彼等は國民をして、貴族は斯かる重大問題の解決は之を選舉民の最高審判に委す可きものと思惟するが故に今や専心國民よりの信號を待ちつゝあるものなるを信せしめんと企てたるな

り。曰く、「吾人が豫算に關する決定を延期するは決して輿論に反抗せんが爲めに非ずして、全く輿論の何たるかを確かめんとするに外ならず、吾人は尨大複雑なる財政上の諸提案に協賛せんことを要求せられたり。然りと雖も此提案や之に賛するものと之を排するものとを問はず其性質が頗る急迫重大なるものありとなすの點に於て一致せり。故に吾人は政府の要求に答へて曰はんとす。吾人は國民がロイド、ジョージ氏の提案に對して賛同の意思を表示せる後に於て始めて之に協賛を與ふ可しと。現在に於ては國民は未だ財政案の内容に關して毫も其意見を徴せられたることなし。從て吾人は未だ國民が本案の法律となるを希望するものなるや否やを知了する方法なし。故に吾人は舉國の審判を経たる後に非ざれば斯く重大にして千古類例なき提案に對して法律上の効力を附與するの責に任ずること能はざるなり。然り而して吾人が斯かる行動に出づるは決して違法に非ず唯法律案が確定法律となるに先ち沈思默考の期間を

與へんが爲めに設けられたる適法の權利を行使するに過ぎざるなり。若し國民にして熟慮の結果該豫算案に裏書するに至らば吾人は直ちに其決定の前に低頭す可し。左れと吾人は今回の如き重大なる結果を生ず可き事件に遭遇し、國民が先例によりて確定せられたる歳入收得の方法を去ること頗る遠き極端なる財政案を容認するや否やを充分研究することなくして漠然國民の意思を推定するは決して正當の事に非ずと信ずると、論旨は一見明瞭にして毫も贅説を要せざるもなり。左れと彼等の支持者たる刊行物及び論客は之を以て金科玉條となし全力を傾倒して之を主張しつゝあるなり。換言すれば彼等は國民を説得して、上院が這般の行動を敢てしたるは決して彼等が豫算其ものを嫌忌するの念に驅られたるが爲めに非ずして全く民主主義の擁護にあるとを知らしめんとするにあり。上述せるが如き主張は選舉場裡に普通なる權謀術數の一部分なることは何人と雖も之を看破するに難からざるなり。上院がランスダウン卿の動議

を採用したる理由は彼等は議會にして解散せられ總選舉の行はることあらば諸種雜多の問題起り甲論乙駁の大混雜を見たる後自由黨は全然失敗者の地位に立つか或は少なくとも多數の議席を失ひ爲めに再び斯かる豫算案を提出するが如きことなる可きを豫想したるによるなり。彼等が豫算案に反對するの論點は既に恐らく讀者の知る所なる可しと雖も此重大問題の真相を眼前に鬚髯たらしめんが爲めに今左に其要點を指摘す可し。曰く、上院が財政法案を否決することを得る法律上の權利は決して消滅したるものにも非ず、將亦放棄せられたるものにも非ずして、一旦緩急あらば使用せられんが爲めに留保せられつゝあるものなり、一會計年度に關する財政上の諸提案は之を單一の豫算案として提出す可きものなりとの慣例確立して以來今日に至る迄上院が此權利を行使せざりしは唯歴代の大藏卿が穩健なる主義に準據して豫算を編成したるの證左たるに過ぎず。由來上院は屢々豫算案に反對したると

雖も結極之を可決したり、之れ上院議員が憲法上の慣例を維持せんが爲めには個人的意見又は利益を抛棄して毫も顧みざりしによるなり。左れば若し上院にして千九百〇九年の財政法案に賛同すること能はざりしとせば其非は決して上院に存せずして却て財政案其ものに存するなり。固より該提案を擧げて國民の判斷に委するは異例の行動たるや疑なし。左れど之れ非常緊急の場合に處する非常手段として已むを得ざるに出づるなり。即ちロイド、ジョージ氏は從來大藏卿の循守し來れる一切の法規慣例を破棄したり。今一例を擧げんか氏の提出せる豫算案が單に本會計年度の財政的需要を充たすの計畫のみ見る可からざるは争ふ可からざる事實なり。豫算案の支持者は之を以て偉大なる社會的及び經濟的革命の先驅者なりと謳歌せり。左れど其賦課せんとする税目殊に土地に對する課税の如きは以後數年間は其收入額が到底其徵收費に及ばざる可きは政府と雖も容認するなり。其包含

する條項中には専門の財政眼より見れば到底容認する可らざるが如きもの頗る多し。彼の王國內の土地を評價する機關を設定せんとする條項の如き殊に然りとす。該計畫を辯護する議論の趣意、否、該條項を適用するより起る可き必然の結果は單に結極土地國有の實現に到來するのみならず遂に英帝國を導いて社會主義の深淵に陥らしむるに至る可きこと明らかなり。蓋し特殊の形式を有する財産を特に指定し之れに對して苛酷なる課税をなすが如き財政案は英國史上今回を以て嚆矢とす本案の如きは實に名を貧富の均衡維持に藉りて掠奪政策を遂行せんとするものなり。即ち本案は單に資本家を襲撃して資本を外海に驅逐し、國內に於ける投資の途を減塞して財産の所有者をして戦々競々薄氷を踏むの思あらしむるのみならず、正しく故意に上院の特權を毀損せんとするものなり。上院は既に千九百〇七年及千九百〇八年に於て「土地評價法案」及「酒場特許法案」を否決したり。然るに政府

は今や此二法案に最も甚しき改悪を加へて之を豫算案中に組入れたり。換言すれば豫算案は上院が既に舉國の默認を経て否決したる法律案を通過せしめんが爲めにする一機械として使用せられつゝあるなり。政府は上院が憲法上の危機、及び本年度の豫算に協賛することを拒絶するより起る可き財政上の障礙を惹起することを冀はざる可きを見込み、歳入の目的は措き單に政治上の復讐をなさんが爲め、他の方法によりては決して法律となすことを得ざることを明らかに法案を豫算案中に編入せり。若し斯かる策略にして何等の批難攻撃を受くることなくして成功することあらんか、下院の多數黨は名を財政法案に藉るときは何事と雖とも企てて能はざる所なきに至らん。ロイト、ジョージ氏の豫算案は其の目的の如何は兎も角事實に於ては上院廢止の結果を生ずるものと云はざる可らず。上述せる所は千九百〇九年の政變を惹起したる徒が主張する議論の主要なるか此議論は決して

上院議員全般の主張なりと看做すことを得ず、否ランスダウン卿自身の黨與にすら之に對して反對の意見を有するものなきに非ざるなり。ローツベリ、クロマー、パレリーのバルブニア、リットン及びヘリアオードのジエームス等の諸卿は豫算案其ものに對しては反對なるも、之を否決して憲法上の爭論を惹起するが如きは其欲せざる所なり。其他當時上院に出席したるものにしてマンスダウン卿の勳議採決に際し投票權を放棄したる者約二十名ありき。而して同卿の勳議に賛成したる者は三百五十名なりしが、之を統一黨に屬するもの、全員に比するときは優に一百人以上の缺員ありしことを知ることを得可し。固より貴族中には國民は彼等が豫算案を否決せんことを望み、且つ彼等が斯かる行動をなすを支持す可きを信せしもの多かる可し。又衷情より豫算を厭忌し、其國家の繁榮を脅かす可きを懐ひ、良心の要求上決して之れを通過して法律となすこと能はずと感せしものは更に一層多かる可し。左れと統一黨に屬する

貴族全體に付きて考ふるときは予は彼等が這般の行動を敢てしたる主たる理由は第一地稅、第二酒場特許稅、及び第三、若し該豫算案にして無事に通過せんか自己の主義綱領實現機の到來が愈々不確實となる可しと憂慮する關稅改革論者の壓迫なりと信するも敢て過當に非ず、統一黨を謳歌するものはランスダウン卿を以て專横なる下院と國民との間に介在する第二十世紀のジョン、ハンブデンとなりとなし、卿の勳議は決して豫算案を破棄せんが爲めに非ずして全く國民の意思を問はんとするの希望に出でたるものなりとなすと雖も自由黨は決して斯かる輕躁淺薄なる口實を打破するに困難を感せざるなり。加之自由黨は單純なる財政計畫としての豫算案に對する攻撃に對しても綿々として辯明の途を有するものなり。即ち自由黨は主張して曰く。大藏卿は國費が非常なる膨脹をなせし際に當りても新財源發見の努力をなさず、單に新規の課稅は其初期に當りては豫定の收入を得ること困難なりとの理由を以て其責を免がるゝこ

とを得るか。國家が自己の生産したる富の一部を要求することを目して或は社會主義なりとなし、或は共產主義なりとなし、或ほ其他の名目を附して之を排却せんとするは果して正當なりや。地價に對して課税す可き場合に土地評價法案を提出するを以て法律案と豫算案とを結合するの惡例なりとなすとを得るか。單に上院が酒場特許法案を否決したるの理由により酒場特許權の所有者は未來永劫増税の負擔を免かるゝことを得るものなるか、國費は結極何等かの方法によりて其財源を見出さざる可からず。左らば其財源は何れに求むるを最上の方策となす可きか。土地、酒精及び煙草に課税し、相續稅率を増加す可きか。或は食物に課税し、富者及び各階級の贅澤品に課税す可きや。將又貧者及び其他生活の必需品に課税す可きか。予は敢て之等の點に付きて贅言を費さざる可し。斯かる問題は今や既に其討議無用に歸し、緊切重要な憲法上の大問題に吸收せられたり。茲に於てか自由黨は今や防禦的の陣地を棄て、斷然敵陣の

中心に突撃するの時機に達せるなり。上院は其議に附せられたる議案は如何なるものと雖も之を否決し得る法律上の權利あるは古來疑なき所なり。之と等しく國王は兩院の通過したる如何なる法案に對しても不裁可の權を行使し得るは法律上争ふ可からざる所なり。左れど今日國王が實際に於て此法律上の權利を行使せんか何人と雖も之を以て重大なる憲法違反なりとなすに躊躇せざる可し。英國の制度は元來微妙不可思議なるものあるが故に、若し國家の各權力が嚴格に法律上の文字を楯として其特權々域を主張するが如きことあらば國務は到底執行の途なきなり。即ち英國の制度は嚴密明細なる成文法令の上に組み立てられたるものに非ずして全く先例、慣行、口碑、相互妥協、寛容、及び和解、默許及び讓讓等によりて成立するものなり。故に法律上より云へば明らかに合法なるものにして憲法上より云へば違反たるもの少なからず。上院が當該年度の豫算案を通過することを拒絶するが如きは其一例なり。過

去四百年間に於て此問題の如く詳密なる討議を経たるものなく。又英國の憲法によりて保障せらるる自由中、財政問題に關しては下院は最高權者にして、且つ必ず然らざる可からずとの點の如く一般の認容する所となりたるものなし。即ち下院の豫算優越權は單に數世紀に渉る實行の結果に於て將又英國憲法の發達史に於て常に一貫せる精神及び傾向によりて證明せらるゝのみならず、近代國會制度の實際を見るも明らかに之を知ることを得可し。見よ國王が豫算の形式を以て歳入を要求するに當りては決して上院に對して之をなすものに非ずして「下院の紳士」に對して之をなすものに非ずや。豫算案の冒頭に用ふる言問は課税問題に關しては下院が絶對の權力を有するの明證なりとす此理論は兩派領袖の共に容認する所なるが、同時に租税を賦課せんとする下院の決議が今日に至る迄常に法律と等しき効力を有するものと看做されたるも亦侵し難き事實なり。今大藏卿が砂糖、茶及び煙草の稅率を増加するの案を提出したりと假

定せんに下院は提出の當日直ちに新稅徵收の權能を政府に附與する一の決議を通過す可し。此決議は直ちに全國の稅關官憲に電訓せられ、翌朝より砂糖、茶及び煙草は新稅表によりて其稅金を納付せざる可からず、然り而して上院は之等の經過に關しては何等關與するの權なく。又下院の決議によりて即刻其効力を生じたる此財政案は數週又は數月の後に非ざれば法律となることなかる可し。左れど此下院の決議の効力は今日に至る迄問題となりたることなきのみならず却て一般の容認する所となれり。因是觀之何人と雖も下院が財政上の問題に關して絶對の權能を有するものなることを否定すること能はざる可し。上述せる所は實行、口碑、及び慣習を基礎とせる議論にして其頗る有力なるは疑なしと雖も之よりも更に一層有力なるは必要を基礎とする議論なりとす。想ふに財政に關する絶對權を下院に有せしむるは英國憲法の運用に必要缺く可からざるものにして此權能を侵害するは之れ憲法の破壊を意

112 味し、絶對の混沌を意味し、政體の根本的改造を意味するものなり。若し吾人にして人民が總選舉に於て豫算否決權を主張する上院の要求を容認したる場合に必然起る可き結果を推究するときは此事實は明瞭なる可し。斯かる要求を容認するは第一上院が豫算否決の方法によりて懲罰的に下院を解散するの權を認むるに等し。如何なる内閣と雖も金錢なくして國政を料理し能ふものあることなし。故に若し歳入の途にして杜絶せられんか國會を解散して國民に訴ふるの外又策の施す可きなし。左れば上院は豫算案を否決することによりて解散を強制することとなる可し。然かも今日に至る迄解散は國王が内閣の補弼によりて命令する特權なりと認められたるものに非ずや。第二上院が國會を解散するの權能を認めんか、其必然の結果として内閣は自黨が下院に於て多數を制する間のみ其地位を維持することを得可しとの原則を破壊するに至る可し。斯の如くんば彼の「七年條例」なるものは上下兩院に於て同時に多數を制せざる

政府に取りては全く無効となり。永久解散せられず且つ國民の選舉によらざる上院は下院を壓倒して最終最高の決定をなすに至る可し。英國々會の現状を見れば上院の八分の七は保守黨に屬するが故に情勢上述の如くなるに至らば政黨制度は事實上全く破壊せられ、自由黨は唯上院の慈悲心によりてのみ政府に留まることを得るに反し、保守黨は何等の障礙を受けずして悠々「七年條例」の利益に浴することを得可し。事茲に至らば保守黨は其本然の性質上より、又自由黨は已むを得ざるの必要上より共に世襲議院の贊同を得ること疑なきが如き豫算案をのみ編成するに至る可し。換言すれば下院は永久上院に隸屬せざる可からざるの悲境に陥る可し。第三、上院にして國家の財政・支配するの權力を掌握するに至らば國家の財政機關は悉く破壊せらるゝに至る可し。即ち從來租稅徵收の基本たりし下院の決議は直ちに其効力を失ふ可く、又何人と雖も國費果して徵達し得可きや、現政府は果して數週以後に於ても其地位を保持し得

可きやの點に付き確信を有すること能はざるが故に歳計の討論及び投票は眞義を失ひて不眞面目に陥る可し。從て又政府の財政案は同時に上下兩院に提出せらるゝこととなる可し。斯くて自由黨にして政局に立つ場合に於ては政府は自己の提案が下院の採用する所となる可きは推知することを得るも上院が如何なる態度に出づ可きやに付きては何等の保障を有せざるが故に結局下院を措きて先づ上院に其豫算案を提出するに至る可し。世界廣しと雖も世襲議院に附與するに選舉による議院を支配するの權自ら取つて代る可き責任を負擔することなくして行政部を茫然自失せしむるの權、其欲する所に從ひて解散を斷行するの權、歳入徵收の簡單及び永續を破壊するの權、其欲せざる豫算案を全國民選舉の題目となすの權及び國家の財政計畫に關して僭越にも自ら決定的地位を獲得するの權を以てする制度を承認して敢て危ふしとせざるの邦家ありや。想ふて茲に至れば現時英國に於て眞最中なる憲法上の論戰は全く自治政體の初歩

的原則に關するものなるを知らん。抑も英國の上院が結極自院の特權に對して悲痛なる結果を持來す可き政争を自ら好んで惹起するに至りたる理由如何。斯かる行動を敢てしたるはロイド、ジョージ氏の豫算案に對する反對の外更に三個の理由あるを見る。第一、今や統一黨は舉て關稅改革の惡毒に侵さるゝこと甚しく、如何なる犠牲を拂ふても其新政策を實行せんとし爲めに古保守黨の勢力をして今日あるに至らしめたる主義綱領を棄つること弊履の如くにして顧みず、今や合衆國に於ける共和黨の如く關稅の外主義なく政見なく、唯盲動的に機會の發見をのみ之れ事とするに至れり。左れば假令一時なりとも自黨の目標に接近せんが爲めには何事をも云ふ能はざる所なく、行ふ能はざる所なく、牽強附會は愚か若し必要だに存せば憲法の粉碎を行ふも敢て憚らずとなすに至れり。即ち今や統一黨は權衡の念、先見の明を失ひて。躁暴にも平然として民主々義に對して敢て宣戰を布告し、其挑發したる問題の本質其

遭遇す可き困難及び從て生ず可き結果に付きて何等の豫見なきこと恰かも十箇年以前保守黨の政府がポーア人に對して干戈を動かすに至りたる場合と異なることなし。第二上院が今回の暴舉を敢てしたる第二の理由は彼等が適當なる指導者を缺くの事實なりとす。ランスダウン卿は濃厚優雅の君子なりと雖も同僚の貴族を統帥するに必要なる權威の點に付きては遠く故ソースベリ卿に及ばざるのみならず、氏は元來民權黨の出にして屢々虞翁内閣の一員たりき。從て上院に於ける王權黨は卿の指導の下にあり乍らも多少の隔意なき能はざるなり。若しランスダウン卿にして第二のソースベリ卿なりしならば上院は決して豫算案を否決せざりしなる可し。之と等しく若しヴィクトリア女皇にして今尙王位にあらば豫算案は斷じて法律となりしなる可し。之れ第三の理由が起る所以なり固より女皇と雖も該豫算案の條項及び其傾向を厭はるゝこと甚しかる可く又統一黨の之に對する反對の趣旨は逐一首肯せらるゝこと疑なかる可しと

雖も、女皇は決して上院が重大なる憲法上の危険を冒して迄も豫算案を否決することは許し給はざりしならん。エドワード皇帝は貴族をして其本性に立ち歸らしめんが爲め全力を竭されたるも皇帝は此内政問題に付きては其外交上に於て收められし如き偉大なる成功を得ること能はずして遂に破綻を見るに至りき。之れ一は即位以來同帝の社會上に於ける嗜好が稍々貴族の同情を失ふが如き傾向ありたるも他は自由黨に對して著しく同情を注がれたるが爲め却て多少統一黨の感情を害したる事實ありたるも基かずんばある可からず。由來皇帝繼承者と在位の天皇とが政治上の意見に關して反對の地位に立つは殆んど自然法なるかの如きものあるなり。故女皇は王權黨中の王權黨なりしが、現皇帝は其皇太子たりし時代に於ても將又現在に於ても至つて近代的新思想を有せられ寧自由黨に同情するの人なり。然るに現皇太子は不思議にも故女皇の資性を繼承せられたり。皇帝が特に自由主義を愛せらるゝの事實と、皇帝の昵近者と

他の貴族との間の關係が餘りに親密ならざるの事實とあるが爲め帝は今回の危機に處するに當りて頗る不利益なる地位に立たれたり。關稅改革に對する熱狂と、統一黨機關紙の有力なる後援とによりて煽動せられたる頑迷不靈の徒に對しては國君の威力も遂に何等の効果なかりき。第一には下院の權能に關し、第二には國王の權能に關する國家憲法上の難局に際し其調和者たり妥協者たる地位に立てるエドワード第七世陛下が故ヴィクトリア女皇陛下の如く、堂々有効なる働をなすこと能はざりしは特に記録す可き現象なりと云はざる可からず。

本件の終局は果して如何なる可きや。首相は昨年十二月二日下院に提出するに一の動議を以てし最も強く且つ最も強烈なる言句を以て再び下院が財政上の優越權を有することを確かめたり。此動議こそは實に目覺ましき選舉戰爭を開始す可き進軍喇叭の響に外ならざりき。總選舉の後自由黨は恐らく從來の多數を維持し能はざる可し。若し同

黨にして愛蘭國民黨の投票を除外するも尙多數黨たるの地位を維持し得るものとせば之れ同黨に取れて重大なる成功なりと云はざる可からず。予は能く英國政界の機微に通せるものなるが故に今日に於ては總選舉の結果に付きて斷然たる豫言をなすこと能はざるものなり。左れと予は信ず、自由黨は固より其施設によりて多くの敵手を造りたりと雖も然かも同黨が上院の財政案に對する要求を抑制するに足る可き充分明瞭なる保障を以て再び廟堂の上に復歸するが如きことなくんば之れ實に驚く可き現象なるを。自由黨の諸大臣は相踵きて宣言して曰く、「吾黨は十一月三十日に起りたるが如き現象の再び起ることを許さざる可き明瞭なる保障を得ざる限り再び政局に膺らざる可し」と。然り而して同黨の希望を充すに足るの保障は唯一あるのみ。即ち國王陛下は上院が下院の提出に係る財政案を否決するの權利を斷然褫奪するの法案が上院を通過するに足る可き充分の新貴族を造る可きことを約束せざる可からず。五百名の新貴族

一度上院に雲集すれば上院は如何なる法案に對しても同意す可し。左れど之れ非常緊急の場合に處す可き便法に過ぎず。吾人は此事實を以て英國が今や平穩なるも加かも深甚なる革命の時機を過ぎ、憲法上の組織を根底的に改造するの大業務を企つ可き死生急迫の期に入りつゝあるの證憑となさんとするものなり。

(シドニー、ブルックス氏の「英國の危機」による)

實際經濟政策に對する經濟學の意義

(カール、デール教授が昨年二月フライブルグ大學に於て試みたる就任講演の大意 Conrad Gahrhoffer für Nauckh. Statistik 1909 所載)

小泉 信 三

七一九三年イムマエル、カントは「夫は理論上正しかる可きも實際に適合せず」との俗説を排して、理論と實際とを相乖離せる者となすの意見を

駁し、結論して曰く「理論上正しき者は亦實際に於ても正しきなり」と。此論出で、より百年を超え、而かも今日尙屢々「理論上は正しかる可し實際上は誤謬なり」と云ふもあるを聞く、而して此非謬の標的たる者を學者殊に經濟學者とす。之れ理論と實際とに誤解の存するあるに基く者なり。蓋し理論が正しくば其は實際上誤れるの筈なく、又若し誤れりせば理論上實際上共に誤れるなり。此誤解の一部は經濟學を理論經濟學、實際經濟學と區分するの慣例より來る者にして、前者に於ては理想上の社會に就て研究し、後者に於ては事實上の經濟生活の記述をなす者と倣すものなれども此區分は斯くの如き意味を有す可き者に非ず、寧ろ一般經濟學(一般的經濟現象例へば賃銀、資本、地代、貨幣、信用等の研究)と特殊經濟學(農商工、交通各部門に於ける特殊現象研究)とに分つ可きものなり。

以上の非謬は「理論」「實際」の性質の誤解に基へとするも更に理論家は事實の細目を充分に總攬

する能はずとの批評あり。此批評は經濟學が所謂官房學として講せられたる時代に取ては多少の理由を有したるものなり。官房學は君主財産を最も有利に運用す可き私經濟的經營に關する訓練を與ふるを目的として、農業、森林、漁業等の部門に分れ、學者の講ずる所は或は農學、鑛物學、工藝學等の技術的知識にして其間に全く統合を缺ける者なりき。されば經濟の學に對する惡評は屢々此事實に基因するものならずんばあらず。

經濟學を官房學より絶縁したる功は之れをラウに歸せざる可らず。今や經濟學は全然技術的の分子を排除して社會科學の一に屬し、私經濟的見地を捨て、一の國家的法制的に組織されたる財貨供給の體系なる着眼點の下に全經濟生活を觀察し其原則關係を發見するを任として、技術的細項は全く論せざるに至れり。然らば此國家經濟的立場より經濟現象を觀察すると云ふ事は直ちに「政策」なる者には導かざるか。經濟學が常に現存状態を説明するのみならず、此現存状態を如何に變更改

良す可きやの問題を論ずる以上其研究は政治問題に携はるには至らざるか。抑も經濟學と政策との間に存する關係如何と云ふに、事實上經濟學は實際經濟政策に屢々影響を及ぼしたるは明なる事實なり。例へば十九世紀初年の英國の經濟政策的改革殊に銀行條例商業政策の變改に對する正統學派の學說の如き、又獨逸に於て重要な法律(取引所法の如き)を制定するに先ち、經濟學者を參與せし又現に參與せしむるが如き何れも然り。然らば經濟學が政策に對して寄與し得る所の者果して何ぞ。此問に正しく答へんには先づ一般に「學」と「政策」との間に存する相違を見、次に他の學に對する經濟學の特色を究むるを要す。云ふ迄もなく經濟學は政策の問題をも論ずる者にして、單に現存經濟状態の説明を以て足れりとせず、經濟政策上將來立法の方向目的をも立せんと欲する者なる事、理論實際經濟學に於て共に然り。例へば理論經濟學に於て賃銀増進の事實を述ぶるのみならず、國家は如何なる程度迄其政策に依て賃銀形成